

最低賃金に関する基礎調査票

(令和8(2026)年6月)



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- 1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和8(2026)年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和8年6月分の見込み)の状況を記入してください。
3. 記入にあたっては、黒のボールペンを使って、(太線)の中について記入してください。
イ. 数字はすべて1,2,3,...の算用数字を使ってください。
ロ. Oで囲む場合は、いずれか1つの数字をOのようにOで囲んでください。
4. 労働者は以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長 ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員

1. 事業所に関する事項 ※事業主等を除く(詳細は右記「記入上の注意」4.参照)

Table with 4 columns: 事業所の労働者数(臨時、パートを含む), 男, 女, 計. Values: 人, 人, 人.

(注) 2枚目以降については、「1.事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者が30人以上100人未満の事業所では全労働者の2分の1を、100人以上の事業所では全労働者の5分の1を、それぞれ、特定の職種等の労働者にかたよらないように労働者名簿などから選んで、記入してください。

Main data table with columns: (1) 一連番号, (2) 労働者番号, (3) 性別, (4) 就業形態, (5) 年齢, (6) 勤続年数, (7) 職種又は仕事の内容, (8) 基本給の賃金形態及び6月の給与単価, (9-12) 6月分の諸手当(月額), (13) 月間所定労働日数, (14) 1日の所定労働時間数.